三次市備蓄計画



令和元年12月策定 (令和5年9月修正) 三次市

目 次

| 1 | 基 | 本的な | 考え | 方 | • • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|----|------|----------------------------------|-----|-------------------|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (| 1) | 家庭内 | 備蓄 | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| (| 2) | 行政備 | 蓄・ | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| (| 3) | 流通備 | 蓄・ | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 備 | 蓄計画 | 策定 | にん | 系る | 5考 | え | 方 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| (| 1) | 備蓄物 | 資支 | 給 | 対象 | 客 | 数 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| (| 2) | 備蓄品 | 目及 | び | 目標 | 楼 | 量 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| (| 3) | 整備計 | 画・ | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| (| 4) | 配備計 | 画・ | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 家 | 庭内備 | 蓄に |)(| ٦١, | - • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 企 | 業内備 | 蓄に |)(| ٦١, | - · | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 流 | 通備蓄 | につ | い | ₹ • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 救 | 援物資 | につ | い | ₹ • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別 | 紙1 | 「三次 | 市備 | 蓄 | 計画 |](ت | 定 | め | る | 備 | 蓄 | 品 | の | 目 | 標 | 数 | 達 | 成 | に | 向 | け | た | | _ | ド | マ | ツ | プ | Ĺ |
| | | | | | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9 |
| | ит ¬ | Г / ** *** | 口由左 | / ** = | :L= | = 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | _ |
| 万儿 | 広乙 | 「備蓄 | 而登 | 焩 | 订世 | 1 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 1 |

1 基本的な考え方

災害発生時は、被災地域における流通機能が停止し、市外からの救援物資が届きにくい状態となることが懸念されることから、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に鑑み、市民は日頃から、被災直後に必要な飲料水や食料、生活必需品を備えておくことが必要です。

しかし,災害発生時には,多数の避難者及び負傷者の発生が予想されるため,市民自らが非常用持出品として食料品等の備蓄をすることを基本とし,市においては短期間の避難生活に必要な物資及び資機材を備蓄します。

上記の考え方に基づき,市は日頃から大規模災害時に備え,家庭内備蓄(ローリングストック)を啓発しながら,協定先事業所及び他市と連携し,行政,市民,企業が一体となり,災害に対処する必要があります。

なお,本計画は,新たな課題等が生じた場合には,その都度検討を加え,修正するものとします。

(1) 家庭内備蓄

家庭内備蓄とは、市民が自らの家庭において3日分程度(可能な限り1週間程度)の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を備えておくことをいいます。災害時には被災地域における流通機能が停止するなど、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、各家庭における備蓄を啓発していく必要があります。

(2) 行政備蓄

行政備蓄とは、行政が平時から行う食料等の備蓄をいいます。大規模災害時には、多数の避難者及び負傷者が発生することが予想されます。市では、円滑な応急対策を行うための物資、資機材を備蓄するよう努め、発災直後1日分(3食分程度)の食料の備蓄に努めます。発災2日目以降については、県の備蓄物資や流通備蓄により対応します。

なお,自主防災組織が市の補助金等を活用し,災害用備蓄品を購入・保管している ことから,これらの備蓄品も行政備蓄として活用します。

(3) 流通備蓄

流通備蓄とは,市内外の食料品店等の事業者から,災害時に必要な物資を調達する

ことをいいます。この流通備蓄を活用していくことによって,行政備蓄の経費及び管理コストを削減するとともに,災害時には県や国からの流通備蓄の支援を受けます。

また,市では,平時から関連事業者と協定を締結する等により備蓄体制の構築に努めるとともに,円滑な物資の調達体制を確保していきます。

2 備蓄計画策定に係る考え方

(1) 備蓄物資支給対象者数

平成25年10月に発表された「広島県地震被害想定調査報告書」の被害想定結果によると、本市における避難所避難者数(当日・1日後)については、三次市直下地震が1、370人と最も多いとされています。

しかし, 平成30年7月豪雨では, 市が開設した37か所の避難所に最大で2, 542人(1, 158世帯) の方が避難をされました。

備蓄物資支給対象者数については、平成30年7月豪雨の避難者数を基準により 算出し、対象者は指定緊急避難所及び指定避難所への避難者とします。

備蓄物資支給対象者数 2,600人

(2) 備蓄品目及び目標数量

備蓄品目は,災害発生から流通備蓄及び救援物資が到達するまでの1日分の食料及び飲料水,並びに必要不可欠な生活用品及び資機材を選定します。

備蓄目標数量は,各品目の算定式により算出することとし,食料については避難所以外避難者(在宅避難者・帰宅困難避難者等)の需要に備えるため,備蓄物資支給対象者数に食糧需要者係数1.2(※)を乗じるものとします。

※ 食料需要者係数とは,阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合(20%)

① 食料及び飲料水

食料(ミルクを除く)については、アレルギー特定原材料等27品目を含まないものへの更新を計画的に行うこととし、アレルギー対応ミルクについては、家庭内で備蓄することを広報するとともに、必要に応じて流通備蓄で対応します。

| 品目 | 目標数量 | 方 出章 | | | |
|--------|--------|---------------------|--|--|--|
| アルファ化米 | 9,400食 | 避難所避難者数×1.2×3食(1日分) | | | |

| ビスケット | 3,200食 | 避難所避難者数×1.2×1 食 |
|--------|---------|------------------------|
| 保存水 | 6,300本 | 避難所避難者数×1.2×2本(500ml) |
| 液体ミルク | 200缶 | 避難所避難者数×1.4%(0~1歳人口比率) |
| がかこんり | 200山 | ×5缶/人/日(注1)×1日分 |
| 粉ミルク | 1 0 k g | 避難所避難者数×1.4%(0~1歳人口比率) |
| がルニノレン | 10 k g | ×110g/人/日(注2)×2日分 |

(人口比率は、令和2年度国勢調査人口による)

- ※(注1)1缶 240ml 前後とし、5缶/人/日は各メーカーの1日摂取目安
- ※(注2)110g/人/日は各メーカーの1日摂取目安

② 生活用品

生活用品については、避難所生活を行う上で、生活開始当初から必要不可欠と考えられる物資を備蓄します。

| 品目 | 目標数量 | 算出式 |
|-----------|---------|---|
| 毛布 | 3,200枚 | 避難所避難者数×1.2 |
| ほ乳瓶 | 600本 | 避難所避難者数×1.4%(0~1歳人口比率) ×5本/人/日×3日分 |
| 生理用品 | 7,200枚 | 避難所避難者数×18.4%(12~51 歳女性人口 比率)(注1)×5枚/日×3日分 |
| おむつ(小児用) | 500枚 | 避難所避難者数×2.2%(0~2歳人口比率) ×8枚/人/日 |
| おむつ(大人用) | 700枚 | 避難所避難者数×3.2%(要介護度 3 以上人口 比率)×8枚/人/日 |
| マスク | 2,600枚 | 避難所避難者数×1枚 |
| 口腔洗浄液 | 7,800回分 | 避難所避難者数×1回/人/日×3日 |
| トイレットペーパー | 400本 | 避難所避難者数×7.5m/人/日(注 2) |

(人口比率は,令和2年度国勢調査人口による)

- ※(注1)対象年齢12~51歳は、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定
- ※(注2)1か月あたり4人家族で150m巻き6本から算定 NPO 緊急災害備蓄推進協議会を参考に設定

③ 資機材

各避難所において行う避難所生活及び災害時応急対策活動等,避難所運営に 必要となる防災資機材及び生活資機材を備蓄します。

| 品目 | 目標数量 | 算出式 |
|----------------------|-------|---|
| 床マット (約 90cm×20m) | 93 巻 | 避難所のうち小・中学校等の体育館 31 か所×3 巻 |
| 簡易ベッド | 100台 | 避難所避難者数×15%(80 歳以上人口比率) |
| 発電機 | 19台 | 基幹避難所 19 か所×1 台 |
| 投光器 | 19台 | 基幹避難所 19 か所×1 台 |
| コードリール | 19台 | 基幹避難所 19 か所×1 台 |
| LEDランタン | 370台 | 基幹・補助避難所 74 か所×5 台 (乾電池 3 日分を含む) |
| 簡易間仕切り | 315組 | 避難所のうち小・中学校等の体育館 31 か所×6 組 その他の避難所 43 か所×3 組 |
| テレビ | 7 4 台 | 基幹・補助避難所 74 か所×1 台 |
| ラジオ | 7 4 台 | 基幹・補助避難所 74 か所×1 台 |

(人口比率は、令和2年度国勢調査人口による)

④ 災害用トイレ

災害時には,上下水道施設が被害を受けることも想定され,トイレの使用が困難な状況となる可能性があります。

そのため、各避難施設に設置されている屋外型、屋内型及び障害者用トイレの活用を前提とした簡易及び携帯トイレの備蓄を進めるとともに、必要に応じて協定に基づく仮設トイレの設置により対応します。

| 品目 | 目標数量 | 算出式 | | | |
|---------------------|---------|------------------------------|--|--|--|
| 簡易トイレ (ポータブルトイレ) | 296台 | 基幹・補助避難所 74 か所×4 台 | | | |
| 携帯トイレ (排便収納袋) | 13,000枚 | 避難所避難者数×5枚/人/日 | | | |
| トイレテント | 112張 | 基幹避難所19か所×2張 補助避難所74か所×1張 | | | |

(3) 整備計画

① 食料

アルファ化米,ビスケット及び保存水については5年間以上,液体ミルクについては18カ月以上,粉ミルクは1年間以上の賞味期限を有するものを計画的に購入します。

賞味期限が1年を切った食料については,自主防災組織等の訓練や出前講座の啓発品として,あるいは,保育所や学校等での防災教育に活用します。

また, 市で開催するイベントなどでも活用することにより, 市民一人ひとりの 防災意識の高揚を図ります。

② 生活用品

生理用品の購入は,3年間以上の使用期限を有するものを計画的に購入し,使用期限が近づいたものについては,関係部局を通じて,無償配布により有効活用を図ります。

毛布については、購入から10年以上経過したものについては、リパック(洗 浄及び再包装処理)等を検討します。

トイレットペーパーについては, 不足が生じた場合に, 汎用性が高いものを購入します。

購入から長期間経過したものについては、定期的にサンプル調査を行い、使用可能かどうか確認の上、劣化等があれば入れ替えを行います。

③ 資機材

充足していない資機材については、計画的に購入し避難所への配備を進め、故障等が生じた場合には、その都度、修繕や補充を行います。

また,発災時に安全に資機材を活用できるよう,自主防災組織等での防災訓練などを通じて,使用する機会を多く設けることに努めます。

別紙1「三次市備蓄計画に定める備蓄品の目標数達成に向けたロードマップ」 別紙2「備蓄品整備計画」

(4) 配備計画

行政備蓄の配備場所については、地域人口割により、指定緊急避難所及び指定避難 所へ分散備蓄を行うことを基本とし、保管スペースが確保できない施設については、 備蓄倉庫又は市本庁舎で集中備蓄を行います。

3 家庭内備蓄について

家庭内備蓄の意義や必要性について,出前講座や広報誌等を通じて,市民に対して引き続き,継続的な啓発を行っていきます。

家庭内備蓄の広報に際しては、3日分以上の食料や一人1日3リットル以上の飲料水の備蓄を呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管することや、日常生活で片付けを通じて備蓄を意識することなど、併せて呼びかけていきます。また、消費しながら備蓄をしていくような家庭内循環型備蓄(ローリングストック)等、日頃から防災を意識できる、身近な防災を積極的に推奨していきます。

【家庭内で用意することが望ましいもの】

① 食料等(3日分以上)

| 主食 | アルファ化米, レトルト食品(白米,白粥,五目御飯など),米,冷凍めん(うどん,そば),インスタント麺,スパゲッティ,ビスケット,クラッカー など |
|--------|---|
| 主菜, 副菜 | 缶詰(魚介類, 肉類, 野菜類, シチュー類), レトルト食品 (カレー, パスタソース), 乾燥食品 (切り干し大根, 干し椎茸, 高野豆腐, ひじき, わかめ, 昆布) など |
| 汁物 | スープ類(味噌汁,わかめスープ,コーンポタージュ)など |
| 調味料 | 砂糖,塩,味噌,醤油,コンソメ など |
| 嗜好品 | あめ,チョコレート,スナック菓子,果物缶詰,ふりかけ など |
| 飲料水 | ミネラルウォーター, お茶, スポーツドリンク, 野菜ジュース, スキムミルク など |

◆備蓄のポイント

- (ア) 日頃から使用でき、長期間保存可能な食品等を買い置きし、賞味期限をチェックしながら日常生活で利用することで、常に備蓄があるようにしておく。 (家庭内循環備蓄「ローリングストック」)
- (イ) そのまま食べられるか、お湯(または水)を足す程度の簡単な調理で済む 食品を備蓄する。
- (ウ) 持ち運びが便利なものを、持ち出しやすい場所に置いておく。
- (工) 必要最低限のエネルギーが得られるものを用意する。
- (オ) 各家庭の事情(乳幼児,高齢者,アレルギー,障がい,病気等)に合わせ た食品を用意する。
- ② 水(1人あたり 1日3リットル以上)
- ③ 生活必需品(資機材含む)等

毛布, 携帯トイレ, 医薬品, ラジオ, 懐中電灯, 乾電池, ヘルメット, 軍手など

4 企業内備蓄について

大規模災害が発生した場合,消防・自衛隊等の行政機関は,道路の渋滞や多数の出動 要請等により即座に企業からの救援要請に対応できるとも限りません。

阪神淡路大震災の際にも近所の人等に救助された人が全体の7割で,消防・自衛隊等 に救助された人は3割に過ぎないという事例もあります。

このため、企業等は、安全が確認できるまでの間、会社施設内に社員を待機させることが可能となるようにする必要があります。

また,所有する施設の耐震性を強化するとともに,収納棚等の転倒防止などにも取り組み,社員等の安全確保にも努める必要があります。

【企業等で用意することが望ましいもの】

- ① 食料・飲料水 3日分以上(従業員1人当たり目安は,6ページ①②参照)
- ② 生活必需品(資機材含む) 毛布,簡易トイレ,医薬品,ラジオ,懐中電灯,乾電池,ヘルメット,軍手など

5 流通備蓄について

本市では、食料や水、生活用品、日用品雑貨、資機材等に関して市内外にある事業所等と協定を締結し、災害に必要な物資を調達することとしています。

今後も協定の締結を推進し,流通備蓄がいざというときに有効に機能する体制の更なる充実を図っていきます。

流通備蓄に関する協定一覧(令和5年2月現在)

| 協定名 | 内容 | 協定先 |
|-----------------------------|-----------------|-------------------|
| 災害時における応急生活物資等供給の協力に | 食料, 日用品等の供給 | 生活協同組合ひろしま |
| 関する協定(平成 24 年 6 月 25 日締結) | | |
| 災害時における物資調達に関する協定 | LPガス, ガス機器等 | 広島県 L Pガス協会備北地区 |
| (平成 26 年 6 月 19 日締結) | の供給 | 協議会 |
| 災害時における畳の提供等に関する協定 | 5日で畳 5,000 枚の供給 | 5日で 5,000 枚の約束。プロ |
| (平成 28 年 7 月 19 日締結) | | ジェクト実行委員会 |
| 三次市と新広島ヤクルト販売株式会社との協 | 飲料水等の供給 | 新広島ヤクルト販売株式会社 |
| 力に関する協定(平成 31 年 3 月 29 日締結) | | |
| 災害時における物資供給に関する協定 | 生活必需品等の供給 | 株式会社ジュンテンドー |
| (令和元年 6 月 24 日締結) | | |

| 災害時における物資の調達に関する協定書 | 段ボール製品(間仕切り、 | 瀬戸内カートン株式会社 |
|----------------------|-----------------|---------------|
| (令和2年6月5日締結) | ベッド、シート等の供給 | |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | 作業関係, 日用品, 水, 電 | NPO法人コメリ災害対策セ |
| (令和2年7月20日締結) | 気用品等の供給 | ンター |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | 作業関係, 日用品, 食料, | 株式会社ナフコ |
| (令和2年9月18日締結) | 水, 電気用品等の供給 | |
| 災害時における物資の保管等に関する協定書 | 物資の保管,物資の荷役, | 東京重機運輸株式会社 |
| (令和3年1月6日締結) | 物流専門家の派遣等 | |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | 仮設事務所、仮設トイレ | 三協フロンテア株式会社 |
| (令和3年4月13日締結) | 等の供給 | |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | 土のうの供給 | 株式会社ガイアート |
| (令和3年9月7日締結) | | |
| 災害時における支援物資の受入及び配送等に | 物資の受入,配送,助言等 | 佐川急便株式会社 |
| 関する協定書(令和4年5月24日締結) | 行う要員の派遣 | |

6 救援物資について

国や県,近隣自治体と連携・協力しながら,救援物資の受け入れ体制の強化に努めていきます。

救援物資に関する協定一覧(令和5年2月現在)

| 協定名 | 内容 | 協定先 |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| 災害相互応援協定(平成8年6月10日締結) | 食料, 生活必需品等の供給 | 広島県内各市町 |
| 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の | 食料, 生活必需品等の供給 | 義士親善友好23都市 |
| 相互応援に関する協定(平成 18 年 4 月 1 日締結) | | |
| 広島県三次市と島根県邑南町の災害時相互応援に | 食料, 生活必需品等の供給 | 島根県邑南町 |
| 関する協定(平成 23年6月24日締結) | | |
| 広島県三次市と島根県飯南町の災害時相互応援に | 食料, 生活必需品等の供給 | 島根県飯南町 |
| 関する協定(平成 23年9月27日締結) | | |
| 全国鵜飼サミット関連自治体による災害における | 食料, 生活必需品等の供給 | 愛媛県大洲市, 愛知県犬 |
| 相互応援に関する協定書(平成 25 年 10 月 15 日 | | 山市, 山梨県笛吹市, 岐 |
| 締結) | | 阜県岐阜市,岐阜県関 |
| | | 市, 山口県岩国市, 茨城 |
| | | 県日立市 |
| 広島県三次市と徳島県三好市の災害時相互応援に | 食料, 生活必需品等の供給 | 徳島県三好市 |
| 関する協定(平成 26 年 4 月 23 日締結) | | |

三次市備蓄計画に定める備蓄品の目標数達成に向けたロードマップ

市備蓄計画で定める目標備蓄数量の不足数に対し、限られた予算及び賞味(消費) 期限のある備蓄品のローリングストックを踏まえ、目標数達成年度を令和10年度と し、次のとおり備蓄を進めていく。

1 食料及び飲料水

- ▶ 賞味期限があることから、ローリングストック法を踏まえ、期限切れに伴う過度な廃棄を防止するため、1箇年度に購入する備蓄数は、有効活用が可能な数量を備蓄していくこととする。
- ▶ 目標備蓄数の積算は避難所への避難者数をもとに算出していることから、自主 防災組織が市の交付金、補助金により購入した備蓄品も備蓄保有数に含めるもの とする。
- ▶ ローリングストックを要する備蓄品は、別途予算計上し、必要数を確保していくこととする。

2 生活用品

口腔洗浄液

現備蓄数がOであることから、食料、飲料水の備蓄を最優先に進める中で、特に対処が必要な高齢者、子ども用の備蓄数を早期に確保し、以降備蓄数量を上げていく。

【確保数の算出】

(高齢者(65歳以上)+子ども(15歳以下)/人口

(18,024 人+6,070 人) /49,106 人=49,07% ※R5,4,1 人口による

備蓄物資支給対象者数 (2,600 人分) × 49.07% = 1,276 人×3 日分 = 3,828 回分を優先して確保する。

口腔洗浄液: 250ml を購入したとして 1 回 20ml で 12 回分になり 319 本が必要 【子ども用口腔洗浄液(12 歳以下)確保数の算出】

4,751/49,106 人=4.7% ※R5.4.1 人口による

備蓄物資支給対象者数 (2,600 人分) × 4.7%=122 人×3 日分=366 回分を優先 して確保する。

子ども用口腔洗浄液: 250ml を購入したとして1回 20ml で12回分 31本が必要

3 資機材

(1) 発電機

不足数7台については、自主防災組織が保有する発電機(備蓄数56台)を代 用する中で備蓄を進めていく。

(2) 投光器

現在の備蓄数はOであり、夜間や停電時の照明として必要な物資であり、優先的に他の備蓄品と調整しながら備蓄を進めていく。

(3) コードリール

現在の備蓄数は0であり、今後、他の備蓄品と調整しながら備蓄を進めていく。

(4) LEDランタン

現在の備蓄数はOであり、夜間や停電時の照明として必要な物資であり、優先的に他の備蓄品と調整しながら備蓄を進めていく。

4 災害用トイレ

現在の簡易トイレの備蓄数は300台で、目標数量296台を超えて保有している。

排便収納袋については、自主防災組織の保有数と併せ、8,680 枚であるが 4,320 枚不足している。

なお、市が備蓄物資支給対象者数としている 2,600 人分の 3 回分を賄える数量となっていることから、優先順位を後位の位置付けとする。

備蓄品整備計画

1 食料・飲料水

| 品目 | 消費期限 | 目標数量 | 市現保有数 | 自主防保有数 | 不足数 | 不足分に対す る購入金額 |
|--------|------|----------|----------|--------|------|-----------------|
| アルファ化米 | 有 | 9, 400 食 | 7, 700 食 | 3,000食 | | _ |
| ビスケット | 有 | 3, 200 食 | 1, 100 食 | 2,000食 | 100食 | 20 千円 |
| 保存水 | 有 | 6,300本 | 6,300本 | 4,000本 | _ | _ |
| 液体ミルク | 有 | 200 缶 | 2, 160 缶 | 0 缶 | _ | _ |
| 粉ミルク | 有 | 10 kg | 23 kg | 0 kg | _ | _ |
| | | | | | | 20 千円 |

- ・令和5年度末までに目標数量を達成する。
- ・令和5年度以降は、賞味期限(ミルク1年、その他5年)を考慮し、ローリングストック法により 継続的に購入する。
- ・アレルギー対応食へ更新する。(ミルク除く。)

2 生活用品

| 品目 | 消費期 限 | 目標数量 | 現保有数 | 自主防保有数 | 不足数 | 不足分に対す る購入金額 |
|-----------|-------------|-----------|----------|----------|---------|-----------------|
| 毛布 | 無 | 3, 200 枚 | 2, 380 枚 | 1, 000 枚 | | _ |
| ほ乳瓶 | 無 | 600本 | 600本 | 460本 | | _ |
| 生理用品 | 有 | 7200 枚 | 6640 枚 | 3, 000 枚 | 1 | _ |
| おむつ | + | 500 枚 | 580 枚 | 1, 000 枚 | | |
| (小児) | 有 | 500 枚 | | | | |
| おむつ | | 700 枚 | 340 枚 | 1, 700 枚 | _ | _ |
| (大人) | 有 | 700 枚 | | | | |
| マスク | 有 | 2, 600 枚 | 2, 600 枚 | 2, 600 枚 | 1 | _ |
| 口腔洗浄液 | 無 | 7, 800 回分 | 0 回分 | 0 回分 | 7,800回分 | 211 千円 |
| トイレットペーパー | 無 | 400 本 | 936本 | 200本 | | _ |
| | | | | | | 211 千円 |

- ・令和8年度末までに目標数量を達成する。
- ・購入から長期間経過したものは、サンプル調査の上、劣化等があれば入替が必要である。
- ・口腔洗浄液は、使用期限を考慮し、ローリングストック法による継続に購入する。

3 資機材

| X (X) | | | | | | | | |
|---------|------|---------|-------|--------|-------|-----------------|--|--|
| 品目 | 消費期限 | 目標数量 | 現保有数 | 自主防保有数 | 不足数 | 不足分に対す る購入金額 | | |
| 床マット | 無 | 93 巻 | 93 巻 | 180 個 | | _ | | |
| 簡易ベット | 無 | 100 台 | 568 台 | 70 台 | | _ | | |
| 発電機 | 無 | 19 台 | 12 台 | 56 台 | 9台 | 1,800 千円 | | |
| 投光器 | 無 | 19 台 | 0台 | 75 台 | 19台 | 285 千円 | | |
| コードリール | 無 | 19 台 | 0台 | 38 台 | 19台 | 190 千円 | | |
| LEDランタン | 無 | 370 台 | 0台 | 60 台 | 310 台 | 1,085 千円 | | |
| 簡易間仕切り | 無 | 155 セット | 155 台 | 70 台 | | _ | | |
| ラジオ | 無 | 74 台 | 74 台 | 66 台 | | _ | | |
| テレビ | 無 | 74 台 | 74 台 | _ | | _ | | |
| | | | | | | 3,360千円 | | |

- ・令和10年度末までに目標数量を達成する。
- ・発電機、投光器、コードリールは、自主防災組織がコミュニティセンター等避難所用に購入したものがあるが、学校、福祉保健センター等には備蓄品がなく、また、発電機は、学校等への保管を考慮し、ガスボンベ式や蓄電池等の発電機も検討して購入する。

4 トイレ

| 品目 | 消費期限 | 目標数量 | 現保有数 | 自主防保有数 | 不足数 | 不足分に対す る購入金額 |
|-------------|------|-----------|----------|----------|----------|-----------------|
| 簡易トイレ | 無 | 296 台 | 300 台 | 55 台 | _ | _ |
| 簡易トイレ (排便袋) | 有 | 13, 000 枚 | 7, 180 枚 | 1, 500 枚 | 4, 320 枚 | 518 千円 |
| トイレテント | 無 | 148 台 | 7台 | 7台 | 141 台 | 846 千円 |
| | | | | | | 1,364 千円 |

総合計金額 4,955 千円

・ 令和 10 年度末までに目標数量を達成する。

4 整備計画

(1) 購入数

| 品目 | 品目 | R5年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | 合 計 |
|---------|-------------|------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 食料・ 飲料水 | ビスケット | 100 | | | | | | 100 |
| 生活用品 | 口腔洗浄液 | | 4, 000 | 3, 800 | | | | 7, 800 |
| 資機材 | 発電機 | | | | 3 | 3 | 3 | 9 |
| | 投光器 | 19 | | | | | | 19 |
| | コードリール | | 19 | | | | | 19 |
| | LED ランタン | 99 | 25 | 51 | 20 | 15 | 100 | 310 |
| トイレ | 携帯トイ(排便収納袋) | | 2, 300 | 2, 020 | | | | 4, 320 |
| | トイレテント | 58 | 33 | 50 | | | | 141 |

(2) 購入予算の配分(食料・飲料水はローリングストックにより購入)

単位 (千円)

| 品目 | R5年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | 合 計 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 食料・飲料水 | 20 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 1, 020 |
| 生活用品 | _ | 111 | 100 | | _ | _ | 211 |
| 資機材 | 632 | 170 | 158 | 800 | 800 | 800 | 3, 360 |
| トイレ | 348 | 519 | 497 | | _ | | 1, 364 |
| 合 計 | 1, 000 | 1, 000 | 955 | 1, 000 | 1, 000 | 1, 000 | 5, 955 |

- 食料・飲料水は、賞味期限を考慮し、ローリングストックにより購入する。
- 生活用品の中で使用期限があるもの、また、サンプル調査で劣化等がみられるものは随時 更新をする。
- ・ 資機材について、故障等が生じた場合には、その都度、修繕や補充をして稼働状況の維持 向上に努める。
- 各支所や自主防災組織が保管している備蓄品の現況について定期的に確認する。
- 市が購入した備蓄品の現況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に確実に入力する。
- 物価等の高騰により目標数の達成が困難な場合は、計画を修正する。